

## 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター茨城県支部からのお知らせ (コスモスいばらき)

### コスモス本部主催による支部長会の開催

- 1 日時 令和4年2月14日(月)、午後1時30分～午後4時30分  
 2 方法 Zoom使用によるWEB会議  
 3 出席者 全国42支部・支部未設置の協定済み団体及び本部の代表者等  
 4 内容

(1) 法人後見事業(法定後見)の開始についての概要紹介

当面は以下の体制を構築し、運営できる支部から始める。

- ア 主な対象者は長期の後見活動が予想される方  
 イ 受任対象、実施方法、財源等について実施要領等を整備  
 ウ 外部有識者をメンバーに含めた、受任の可否、適正な後見活動をチェックする法人後見運営委員会を設置  
 エ 運営体制
- (ア) 事務担当者
- コスモス会員
  - 主な事務は見守り等の日常的な後見活動及び四半期毎の支部への報告
  - 300万円を超える預貯金等の管理等非日常的な業務は支部判断に基づく。
- (イ) 支部
- 事務担当者報告書の内容確認
  - 家庭裁判所への報告書提出、報酬付与審判の申立て
  - 非日常的な業務の意思決定のうち、民法第13条に規定する行為等の重要な業務は本部鶴部の承認を得る。
- (ウ) 本部
- 事務担当者の任命
  - 支部からの重要な事務の意思決定等、法人としての最終決定を行う。
- オ 事務担当者の報酬はガイドラインに沿って支給  
 カ 法人として賠償責任保険に加入

※ 法人後見事業についての茨城県支部の考え

個人を後見人とする後見では、一般的に後見人は後見される方より若い年齢であることが望まれます。法人後見は、年齢に関係なく、後見人候補者の知識・経験を活かすことができるメリットがあります。茨城県支部としても、法人後見事業の検討をしていきます。

